

特殊車両の通行許可

重複区間の別途申請不要

特殊車両の通行許可の重複について

標記については、平成21年7月2日付け、事務連絡で実態調査のアンケートを実施し、アンケート結果を踏まえて、別添1のとおり国土交通省へ問い合わせをしたところではありますが、このたび別添2のとおり重複区間については「新たな申請は不要」との回答を得ました。

今後、国土交通省においても担当者会議等で趣旨を徹底することですが、道路管理者及び元請け等から重複区間の申請を求められた場合は、別添資料を提示し、理解を得て下さい。



Home

— 確認画面 —

●道路関係 5. その他

お問い合わせ区分	問い合わせ
ご連絡先等の有無	あり
お名前	田中 良隆
連絡先	tanaka@jccca.or.jp 0332815003

特殊車両の通行許可の重複について

特車通行許可について、包括許可を受けている場合に、下記の如く許可A区間(期間含む)内の経路にもかかわらず、B現場へ行く場合においても、1現場1件として別に許可を求められる事例があります。

事例:

ご意見・ご質問等の内容

出発地 B現場 C現場

● ● ●

許可A 経路: 出発地～C現場
 期間: 平成21年4月1日～平成22年3月31日

許可Aの期間内であれば、出発地～B現場の経路については許可の範囲内と思料されます。別途許可申請の必要はないと解しますが貴省の見解を伺います。

田中良隆

送信者: "ステーションマスター3号" <stationmaster-s2wi@mlit.go.jp>
 宛先: <tanaka@jccca.or.jp>
 送信日時: 2009年12月14日 12:01
 件名: お問い合わせ頂いた件(受付番号0911200600009)について(国土交通ホットラインステーション)

国土交通ホットラインステーションをご利用いただき、ありがとうございます。

お問い合わせいただいた案件につきまして、道路局 道路交通管理課より以下の回答が参りましたので、お送りします。

今後とも、国土交通行政にご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

特殊車両通行許可制度は、車両と通行経路の関係を審査するものですので、脇道などを通ることなく、申請経路の通行のみによってB現場へ到達することができるのであれば、ご指摘の通り新たな申請は不要です。

国土交通ホットラインステーション
 東京都千代田区霞が関2-1-3

TEL 03-5253-8111(代表)
 03-5253-4150(直通)
